



なとりマイホーム 応援事業補助金 のご案内



目 的

名取市外からの移住を促進し、名取市で永く生活を送っていただくため、市が指定する特定エリアに令和5年4月1日以降、新たに住宅を購入した方に補助金を交付します。

補助金額

25万円（新婚世帯、子育て世帯）
15万円（それ以外）

補助対象者

（①～⑥のいずれにも該当する世帯の世帯主）

○新婚世帯：婚姻日※¹において夫婦共に39歳以下で、前年の合計所得金額※²の総額が500万円未満の世帯

※1）婚姻日：婚姻届を受理された日が、補助金の交付申請を行う年度の前年度の3月1日以後である方が対象

※2）合計所得金額：給与所得・公的年金等に係る雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額

○子育て世帯：申請日時点において18歳以下の子どもを扶養している世帯

- ①令和5年4月1日以降に特定エリアに住宅を購入した世帯
- ②住宅を登記した日から1年以内に転入又は転居した世帯
- ③申請日において、転入又は転居した日から起算して1年以内である世帯
- ④住民票を異動した日から6年以上購入した住宅に定住する意思がある世帯
- ⑤市税を滞納していない世帯
- ⑥すべての世帯員が暴力団員ではない世帯

特定エリア※

○全域が対象となる地区

名取が丘地区、閑上地区、館腰地区、高館地区、ゆりが丘地区、那智が丘地区、みどり台地区、相互台地区

○一部対象外の区域がある地区

増田地区：増田1丁目から9丁目、杜せきのした1丁目から5丁目までを除く区域が対象

増田西地区：大手町1丁目から6丁目までを除く区域が対象

下増田地区：美田園1丁目から8丁目までを除く区域が対象

愛島地区：愛の杜1丁目から2丁目、愛島郷1丁目から2丁目、愛島台3丁目を除く区域が対象

※特定エリアは今後変更になる場合がありますので、HPにて最新情報をご確認ください

申請に 必要な書類

(新婚世帯・子育て世帯・それ以外 いずれも必要な書類)

- ・ 交付申請書
- ・ 誓約書
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・ 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ・ 当該住宅の位置図および平面図
- ・ 工事請負契約書等
- ・ 世帯員全員分の住民票
- ・ 世帯員全員分の納税証明書（未納税額のない証明）
- ・ 登記簿謄本（建物のみ）
- ・ 外観から当該住宅の全体像が分かる写真（1枚以上）
- ・ 移住者アンケート

(新婚世帯のみ必要な書類)

- ・ 夫婦2人の所得証明書
- ・ 戸籍の全部事項証明書
- ・ 結婚新生活支援事業に関するアンケート

主な 注意事項

○下記の場合、補助金の取り消し、返還が生じる可能性があります。

- ①補助金の交付を受けた日から5年以内に住宅を譲渡又は貸与した場合
- ②補助金の交付を受けた日から5年以内に住宅が滅失した場合
- ③補助金の交付を受けた日から5年以内に転居又は転出した場合

○国、地方公共団体等から当補助金に類する補助金等(名取市移住支援金を除く。)の交付を受けている場合は、対象となりません。

例：子育てエコホーム支援事業（国土交通省）等

○リフォーム、建て替えは補助対象外です。

○補助対象区内での転居も対象です（例：増田西地区からみどり台地区への転居）※ただし、既に補助対象住宅の住所地に住所を有している場合には、住宅を購入した日から起算して1年以内に申請する必要があります。

※本事業に関するお問い合わせや申請等で窓口までお越しいただく際は、事前に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

他注意事項、制度の詳しい内容やQ & Aなどについては、市のHPをご覧ください。

新婚世帯、
子育て世帯の方はこちら



それ以外の方はこちら



(新婚世帯等マイホーム応援事業補助金) (マイホーム応援事業補助金)

«問い合わせ先・申請先»

〒981-1292 名取市増田字柳田80

企画部なとりの魅力創生課魅力創生係（名取市役所3階）

電話 022-724-7182 / FAX 022-384-9030